

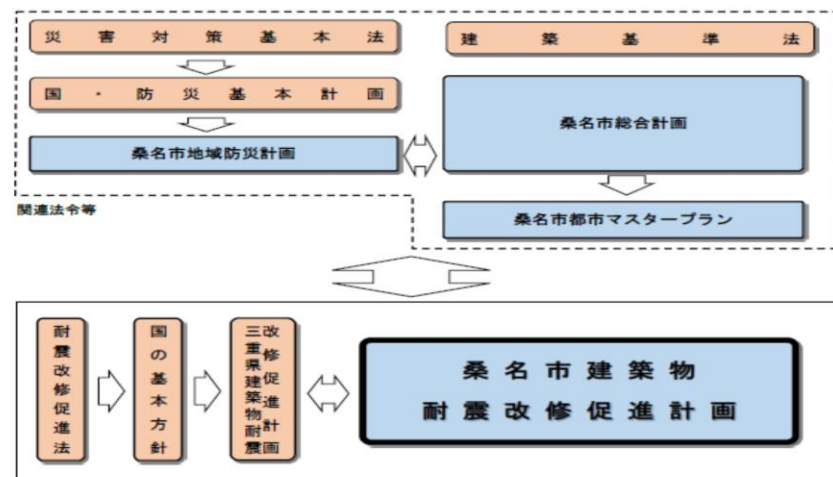
1 計画策定の背景

平成22年3月に計画していた桑名市耐震改修促進計画を、上位計画である三重県建築物耐震改修促進計画が改正されたことから、平成28年度からの運用に向けて策定します。

なお、策定にあたっては以下の背景をふまえ、計画の策定を行います。

- 東日本大震災等、大規模地震の発生
- 南海トラフ地震等の発生切迫性
- 国中央防災会議「建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）」
- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」）の改正（平成25年11月）」

2 計画の位置づけ



3 計画の目的等

(1) 計画の目的

本計画は、住宅・建築物の耐震化の目標を明らかにすると共に、目標を達成するための具体的な施策を定め、それぞれの主体がそれに取り組むことにより、市内における地震による住宅・建築物の被害を軽減し、市民のみなさんの生命や財産を守るために策定するものです。

(2) 対象区域、計画期間、対象建築物

- ① 対象区域：桑名市全域
- ② 計画期間：平成28年4月から平成33年3月までの5年間
- ③ 対象建築物

本計画では、すべての住宅・建築物を対象とします。特に、昭和56年5月31日以前に建築された^(※)住宅及び耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等を対象に耐震化を図っていきます。

※ 住宅又は建築物で、昭和56年5月31日以前に建築されたものを「旧耐震基準」という。

4 基本的な取組方針

① 建物所有者の主体的な取組

住宅・建築物の耐震化の促進に当たっては、自助・共助・公助の原則を踏まえ、まず、建物所有者が自らの問題であり、かつ、地域の問題であることを認識し、主体的に取り組むことが不可欠です。

また、地震による住宅・建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分に認識して耐震化に取り組む必要があります。

② 市の支援

市は、建物所有者の主体的な取組を支援するため、耐震診断及び耐震改修を実施しやすくするための環境整備や情報提供など、技術的な支援を行うものとします。

③ 関係者との連携

国、県及び関係団体と適切な役割分担のもとに、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組むものとします。

5 計画の目標

(1) 住宅の耐震化の目標

平成25年統計調査をもとに、昭和55年以前建築の住宅戸数（空き家等居住世帯のない住宅を除く。）を推計すると、平成25年度末時点で14,300戸となり、そのうち「耐震性のない住宅戸数」は9,230戸で、「昭和55年以前建築の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数の割合」は68.3%となります。

そこで、近年の耐震補強補助実績平均が年2戸程度であるところを、年5戸を目標に、平成32年度末には「耐震性のない住宅戸数」を8,560戸、「昭和55年以前建築の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数の割合（平成25年度比）」を約60%となるように取り組みます。

なお、この耐震補強補助戸数（5戸/年）の取組や、既存住宅の滅失、新築住宅の建設戸数等のトレンドを踏まえ、平成32年度末時点推計すると、住宅総数は55,750戸、耐震性のある住宅は47,190戸、耐震化率は84.6%となります。

(2) 建築物の耐震化の目標

① 市有建築物の耐震化の目標

市が所有する対象建築物（旧耐震基準の非木造で延べ床面積200㎡超の建築物等）について、平成26年度末時点において、耐震化率100%（対象：698棟）となっているため、引き続き、建築物の適切な維持管理に努めていきます。

② 民間建築物の耐震化の目標

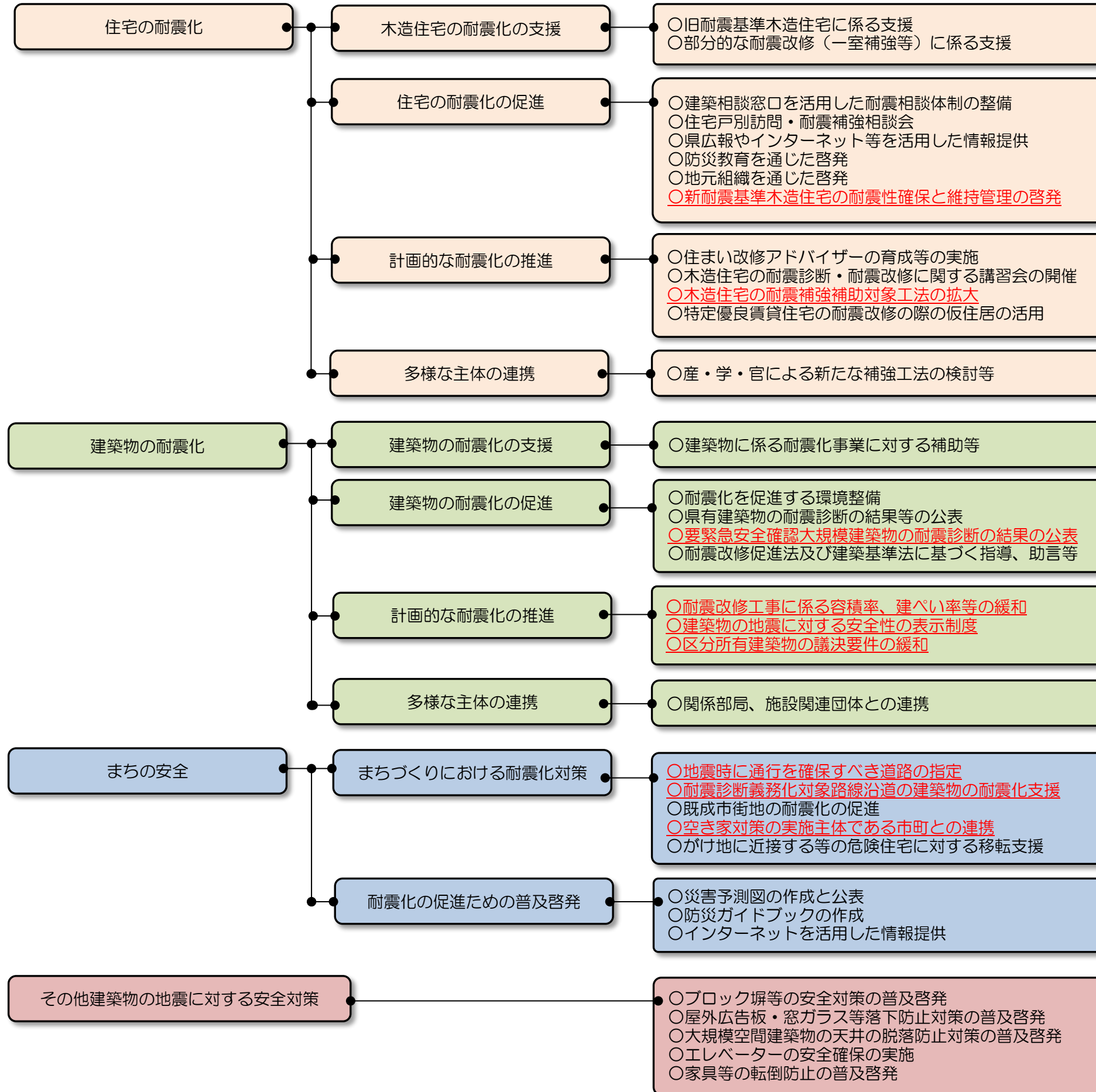
民間の多数の者が利用する建築物のうち、特に防災上重要な建築物である分類A及び分類Bについて、耐震化率95%（平成26年度末時点で約85%）とします。

類	用途分類	類	重要度による分類	建築物の対象用途
A	社会福祉施設、地域防災計画に指定されている避難施設・医療救護施設に指定されている施設、災害応急対策を実施する拠点となる施設、警察本部、警察署	I	施設の中で、防災対策、救助活動等の拠点となる建築物	小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂、公益施設（以上、公共）、入所施設、福祉施設、医療施設
		II	I以外の建築物（付属建築物等）	Iの附属建築物
B	不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるA類以外の施設	I	主として避難施設として使用される建築物	小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂（以上、民間）、幼稚園、保育所、博物館・美術館・図書館
		II	I以外の建築物（付属建築物等）	体育館
C	A、B類以外の施設	I	利用する人の生命・身体を安全を図る建築物	共同住宅、寄宿舎・下宿
			賃貸住宅等 上記以外	ホテル・旅館、事務所、停車場等
		II	I、II以外の建築物（付属建築物等）	運動施設、劇場・観覧場、映画館・演芸場、展示場、物販店舗、飲食・風俗、サービス業店舗、工場、自動車庫

※ A：地震発生後も構造体の補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、B：地震発生後も構造体の大きな補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、C：地震発生後に構造体の部分的な損傷は生じるが、人命の安全確保が必要であるもの、として分類しています。

※ 耐震化の優先度は、A-I、B-I、A-II、B-II、C-I、C-IIとします。

6 住宅・建築物の耐震化のための施策



※ 下線の施策は今回の策定において追加した施策を示す。